

議案第1号

教育委員会の権限事務に係る教育長の臨時代理の  
承認について

教育委員会の権限事務に係る教育長の臨時代理の承認について、次のように定める。

平成19年6月20日

沖縄県教育委員会

教育長が議案「沖縄県高等学校等の設置に関する条例の一部を改正する条例」に対する意見を臨時代理したことについては、沖縄県教育委員会の権限事務の一部を教育長に委任し、又は臨時に代理させる規則（昭和47年沖縄県教育委員会規則第5号）第4条第2項の規定により、別紙のとおり承認する。

(別紙)

議案「沖縄県立高等学校の設置に関する条例の一部を改正する条例」に対する意見

議案「沖縄県立高等学校の設置に関する条例の一部を改正する条例」については、異議ありません。

教総第 10120 号

平成 19 年 6 月 8 日

沖縄県教育委員会委員長 殿

沖縄県知事

仲井眞 弘多



教育委員会の意見を聴取すべき議案について

地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和 31 年法律第 162 号）第 29 条に基づき、別紙議案「沖縄県立高等学校の設置に関する条例の一部を改正する条例」について貴委員会の意見を求めます。

乙第11号議案

沖縄県立高等学校等の設置に関する条例の一部を改正する条例

第1条 沖縄県立高等学校等の設置に関する条例（昭和47年沖縄県条例第22号）の一部を次のように改正する。

別表第1中

「 沖縄県立伊良部高等学校	宮古島市伊良部字前里添1079番地の1」を
「 沖縄県立伊良部高等学校	宮古島市伊良部字前里添1079番地の1
沖縄県立宮古総合実業高等学校	宮古島市平良字下里280番地

改める。

第2条 沖縄県立高等学校等の設置に関する条例の一部を次のように改正する。

別表第1中

「 沖縄県立宮古農林高等学校	宮古島市平良字下里280番地
沖縄県立宮古工業高等学校	宮古島市平良字東仲宗根968番地の4
沖縄県立翔南高等学校	宮古島市平良字下里288番地
「 沖縄県立宮古工業高等学校	宮古島市平良字東仲宗根968番地の4」に

改める。

附 則

(施行期日)

1 この条例中第1条の規定は平成19年10月1日から、第2条並びに次項及び附則第3項の規定は平成20年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 第2条の規定による改正前の沖縄県立高等学校等の設置に関する条例別表第1に規定する沖縄県立宮古農林高等学校及び沖縄県立翔南高等学校は、第2条の規定による改正後の沖縄県立高等学校等の設置に関する条例別表第1の規定にかかわらず、平成22年3月31日までの間、存続するものとする。

3 前項の規定により存続することとされる沖縄県立翔南高等学校の位置は、宮古島市平良字下里280番地とする。

平成19年6月19日提出

沖縄県知事 仲井眞弘多

理由

沖縄県立宮古総合実業高等学校を設置し、沖縄県立宮古農林高等学校及び沖縄県立翔南高等学校を廃止するため、条例を改正する必要がある。

これが、この条例案を提出する理由である。

# **沖縄県立高等学校等の設置に関する条例の 一部を改正する条例（案）**

平成19年6月議会（定例会）

教 育 庁 総 務 課

## 条例案の概要の説明

部課名 教育庁総務課

### 1 件名

沖縄県立高等学校等の設置に関する条例の一部を改正する条例

### 2 改正の経緯及び必要性

(1) 県教育委員会では、平成14年3月に、平成14年度から平成23年度までを計画期間とする「沖縄県立高等学校編成整備計画」を策定し、編成整備の基本事項を定めるとともに、国際化・情報化等の社会変化に柔軟に対応した新しいタイプの学校として、総合実業高等学校などの設置を推進していくこととしている。

当該計画では、農業、水産業、商業など幅広い専門分野を科学技術の視点から総合的に学ぶことのできる総合実業高等学校（仮称）を既存の学校間の再編統合により設置を検討することとしている。

宮古地域においては少子化に伴う学級減のために学校の活力の低下が懸念されることから、教育課程の弹力的編成及び生徒同士の切磋琢磨を図ることを目的として、沖縄県立宮古農林高等学校と沖縄県立翔南高等学校の再編統合による宮古総合実業高等学校（仮称）の設置を推進することとしている。

(2) これに基づき、教育委員会では平成18年4月に沖縄県立宮古総合実業高等学校（仮称）設置基本計画を定め、平成20年4月に同校（宮古総合実業高等学校）を開校することとしたため、条例を改正する必要がある。

(3) この条例により廃止される沖縄県立宮古農林高等学校及び沖縄県立翔南高等学校については、平成22年3月31日までの間存続し、沖縄県立翔南高等学校については、平成20年4月1日から沖縄県立宮古農林高等学校敷地内へ移転することとする。

### 3 改正案の概要

(1) 沖縄県立高等学校等の設置に関する条例の一部改正<第1条>

沖縄県立宮古総合実業高等学校の名称及び位置を定める。（別表第1関係）

(2) 沖縄県立高等学校等の設置に関する条例の一部改正<第2条>

沖縄県立宮古農林高等学校及び沖縄県立翔南高等学校を廃止する。(別表第1関係)

(3) 施行日は、(1)については平成19年10月1日、(2)については平成20年4月1日とする。

ただし、(2)で廃止する学校については、平成22年3月31日までの間は引き続き存続させるための経過措置を設ける。この場合、沖縄県立翔南高等学校については、平成20年4月1日から位置を改めることとする。(附則)

4 根拠法令

(1) 地方自治法(昭和22年法律第67号)第244条の2第1項

(2) 地方教育行政の組織及び運営に関する法律(昭和31年法律第162号)第30条

5 関係各課との調整状況

財政課と調整済

6 添付資料

(1) 新旧対照表

## 新旧対照表

沖縄県立高等学校等の設置に関する条例の一部を改正する条例案新旧対照表＜第1条＞ 平成19年10月1日施行		
改 正 索 案		
別表第1（高等学校）（第2条関係）		
名 称	位 置	現 行
沖縄県立辺土名高等学校	大宜味村字焼波2015番地 今帰仁村字仲尾次540番地の1	大宜味村字焼波2015番地 今帰仁村字仲尾次540番地の1
沖縄県立北山高等学校		
沖縄県立宮古高等学校	宮古島市平良字西里718番地の1	宮古島市平良字西里718番地の1
沖縄県立伊良部高等学校	宮古島市伊良部字前里添1079番地の1 宮古島市伊良部字前里添1079番地の1	宮古島市伊良部字前里添1079番地の1
沖縄県立宮古農林高等学校	宮古島市平良字下里280番地	宮古島市平良字下里280番地
沖縄県立宮古工業高等学校	宮古島市平良字東仲宗根968番地の4 宮古島市平良字下里288番地	宮古島市平良字東仲宗根968番地の4 宮古島市平良字下里288番地
沖縄県立宮古総合商業高等学校		

(注) 条例の改正規定に係る部分の対照箇所にアンダーラインを引くこと。

## 新旧対照表

沖縄県立高等学校等の設置に関する条例の一部を改正する条例案新旧対照表(第2条)		平成20年4月1日施行	
改正案		現行	
別表第1 (高等学校) (第2条関係)		別表第1 (高等学校) (第2条関係)	
名 称	位 置	名 称	位 置
沖縄県立辺土名高等学校	大宜味村字鏡波2015番地 今帰仁村字仲尾次540番地の1	沖縄県立辺土名高等学校	大宜味村字鏡波2015番地 今帰仁村字仲尾次540番地の1
沖縄県立北山高等学校		沖縄県立北山高等学校	
沖縄県立宮古高等学校	宮古島市平良字西里718番地の1	沖縄県立宮古高等学校	宮古島市平良字西里718番地の1
沖縄県立伊良部高等学校	宮古島市伊良部字前里添1079番地の1	沖縄県立伊良部高等学校	宮古島市伊良部字前里添1079番地の1
沖縄県立宮古総合実業高等学校	宮古島市平良字下里280番地	沖縄県立宮古総合実業高等学校	宮古島市平良字下里280番地
沖縄県立宮古工業高等学校	宮古島市平良字東仲宗根968番地の4	沖縄県立宮古工業高等学校	宮古島市平良字東仲宗根968番地の4
		沖縄県立羽南高等学校	宮古島市平良字下里288番地

(注) 条例の改正規定に係る部分の対照箇所にアンダーラインを引くこと。